

# 「我が事・丸ごと」地域共生社会ってなに？



## ケンさんが語る 「我が事・丸ごと」の問題！

- ① 「我が事」とは、地域の福祉を我が事（自分のこと）としてとらえること。地域住民や障害者、子ども、高齢者がお互い支え合うという互助を基本にし、公的な責任を後退させようとしています。
- ② 「丸ごと」とは、分野横断的な支援などと言われますが、そのねらいは、相談や施設などでの障害・子ども・高齢などの各分野の垣根をなくし、一人の職員がすべての分野を支援できるようにするものです。そのために、保育士・介護士などの養成課程に共通科目を定めようとしており、各分野の専門性が軽視されています。
- ③ 財政ありきの議論が進められています。日本国憲法で定められた生存権（安心したくらしをする権利）が財政がないことを理由に切り捨てられようとしています。福祉の安上がり政策です。

# 「我が事・丸ごと」地域共生社会はなにが問題か

立命館大学 峰島 厚

## ■地域包括ケアの強化法って？

2017年5月26日、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法」が制定されました。議論の過程では、介護保険の3割負担の導入が主に報道されましたが、それだけではありません。この法の本質は、安倍内閣の「一億総活躍社会」の社会保障・社会福祉全体のビジョンである「我が事・丸ごと」地域共生社会を実現するための包括的な法改定の第一弾です。法律の名称に障害がないからと見過ごすわけにはいきません。

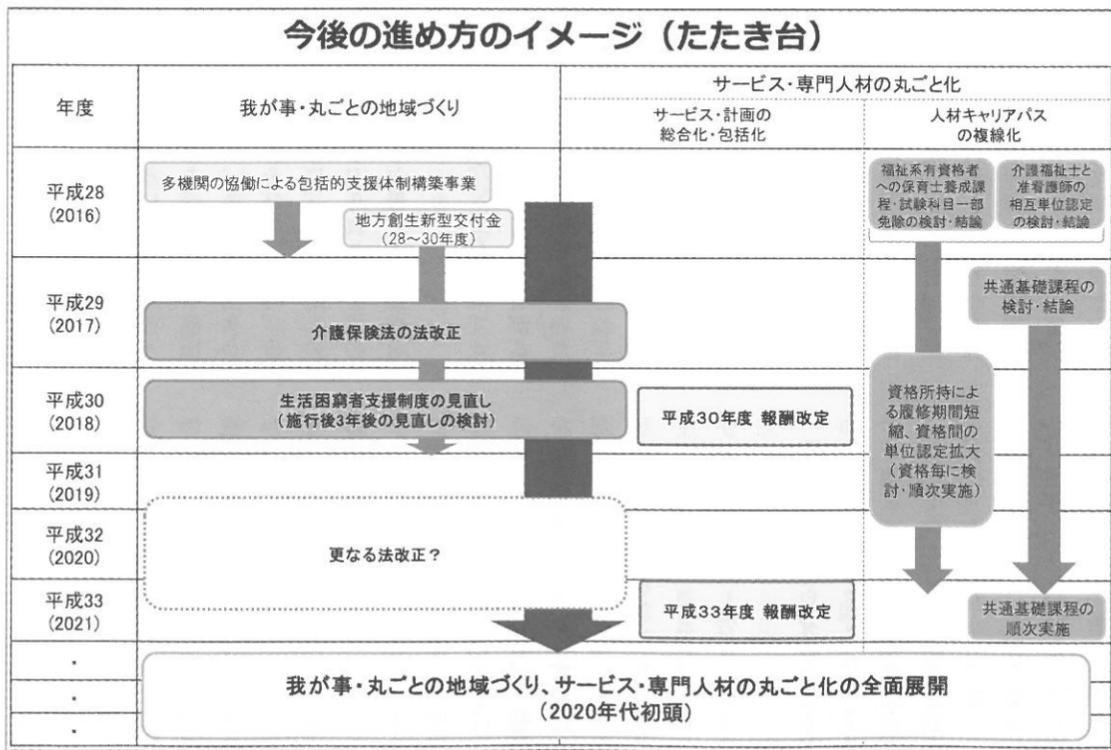
安倍内閣の施策の進め方は、国民を欺き、問題点を暴露されても開き直り、数の多さで強行するやり方です。この法制定も同じでした。介護保険等の「等」には30以上の法律が隠されており、これを一括して、わずかな時間の審議で強行したのです。今後も、福祉制度改革はこうした一括的な改革を強行してくるでしょう。私たちが視野を広げて学習していく必要があります。ここでは、安倍内閣は、福祉をどのようにしようとしているのか、を考えます。

## ■「我が事」福祉は、 自助と互助に福祉を丸投げ

憲法25条は権利としての福祉を謳い、それを具体化する公的責任を求めています。「我が事」福祉は、自助を前提にしたうえで、家族だけではなく地域住民等の互助を強調し、介護保険等の共助も減らして、公助をなくすことを描いています。驚くような社会福祉制

現在、「我が事・丸ごと」地域共生社会という制度「改革」が進められています。そこでは、「縦割り行政の解消」「地域での支え合い」などと言われますが、障害者やその関係者のねがいにそったものになるのでしょうか。

本特集では、「我が事・丸ごと」地域共生社会の制度改革の内容を学ぶとともに、私たちのめざす社会のために、どのような視点を羅針盤にしていけばよいのかを考えます。



▲厚労省が示した今後の社会福祉制度改革の進め方

度の改革です。

・ 地域住民等に「解決をはかる」責任

障害・子ども・高齢などの分野からもれた課題を新たに「地域生活課題」と位置づけ、それを「把握し」、場などを「確保し」、「解決をはかる」のは「地域住民等」であると明記しました。相談機関は「解決に資する」ことが役割であり、福祉事業者は「協力する」となっていますから、地域生活課題を解決する責任は地域住民等となります。

それでは行政はなにをするのでしょうか。それはこれらを「促進する」のみです。「地域福祉計画」を作成し、「上位」から地域住民等に割り振るだけです。これは福祉の公的責任を地域住民等に丸投げするものです。

・ 職員も業務命令で狩りだし

地域住民等の「等」は、福祉事業で働く職員です。2016年3月の社会福祉法改正で福祉事業者である社会福祉法人には、当該事業以外の地域生活課題に「公益的取り組み」をすることが義務づけられました。職員は、場合によっては業務命令で本来業務よりも低賃金で狩り出されます。

住民の自主的活動には専門家の関与も重要です。でもそれは自主的に行われること、あるいは制度的な保障があって行われるものです。「上位」からの割り振り、業務命令での低賃金といったことでのよいのでしょうか。

・ 地域福祉への要請、断れますか？  
地域の手話サークル、障害者作業所などに、「上位」から独居老人の訪問を要請されるということが生じてくる可能性もあります。地域福祉の要請は受けとめながら、独居